

社会資本整備

財務省

2020年10月19日

1. 社会資本整備を取り巻く状況

2. 令和3年度予算における主な重点政策

- ①一人当たり維持更新コストの増加抑制
- ②ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策
- ③コンパクト・プラス・ネットワークの推進
- ④生産性向上に向けた投資

②ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策

災害リスクを軽減するための土地利用コントロール

- 土地利用の変化が災害リスクを高めている可能性に鑑みれば、場所ごとの災害危険性が住民、土地利用者や社会に認知されるとともに、適切な土地利用規制を行うことが重要。
- 災害による被害の軽減につながるよう、地方公共団体による水害ハザードマップの整備や災害危険区域等の指定を促進するとともに、水害リスクに基づく開発規制の導入を検討すべき。

洪水ハザードマップ公表状況

公表対象となる市区町村数のうち
公表した市区町村の割合 ※令和2年1月1日時点
(出典)国土交通省資料を基に作成

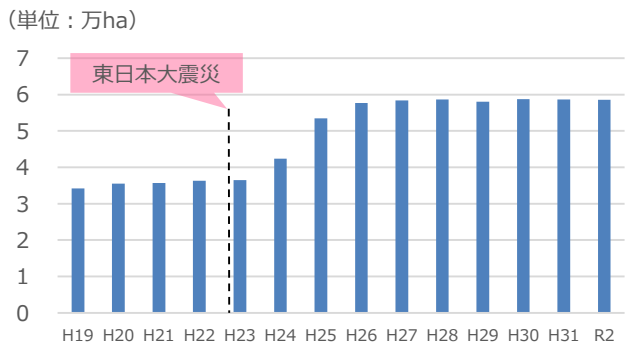


■ 洪水ハザードマップ (河川整備で基本となる降雨を前提) を公表
■ 想定最大規模降雨 ("千年に一度") を前提としたハザードマップを公表 ※平成27年水防法改正により公表対象

災害危険区域の指定状況

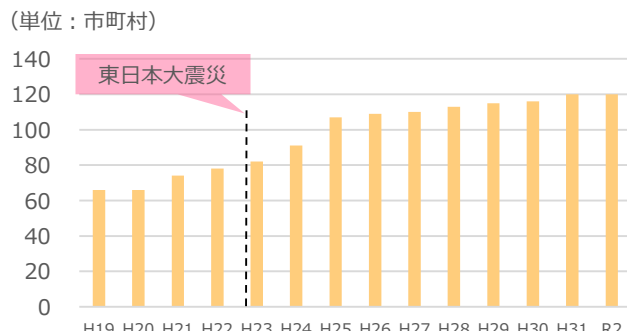
地方公共団体は、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を**災害危険区域**として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる。
(建築基準法第39条)

(1) 災害危険区域の指定面積の推移



※指定面積は可住地面積 (約1,244万ha) の約0.5%

(2) 災害危険区域を指定している市町村数



(出典)国土交通省資料を基に作成

災害リスクエリアの分類

土砂災害と水害の例

	土砂災害	水害
イエローゾーン →建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律)	浸水想定区域 (洪水、雨水出水、高潮) (水防法) 都市洪水想定区域、都市浸水想定区域 (特定都市河川浸水被害対策法) ※水害ハザードマップを作成
レッドゾーン →住宅等の建築や開発行為等の規制あり	土砂災害特別警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律)	なし
	・災害危険区域 (建築基準法)	

近年、河川氾濫、高潮、内水氾濫等の水害リスクに対し、社会の関心が高まっている。

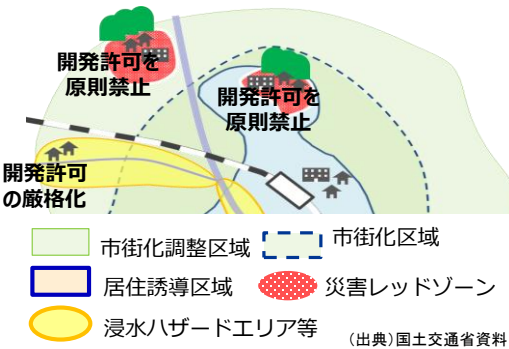
- ・物件の浸水リスクに応じて損害保険料に格差を設ける動き
- ・不動産取引において水害ハザードマップの説明が義務化

災害リスクを軽減するための個人・企業等へのインセンティブ

- 災害リスクを軽減するためには、土地利用規制や防災集団移転制度の活用等に加え、居住・立地に関する個人・企業等のインセンティブへの働きかけも重要。
- 例えば、災害リスクに応じた住宅ローン金利への政策金融支援や、民間保険会社が災害リスクに応じた保険料設定を行いやすくするような環境整備を検討すべき。

例：都市再生特措法等改正（R2年6月）

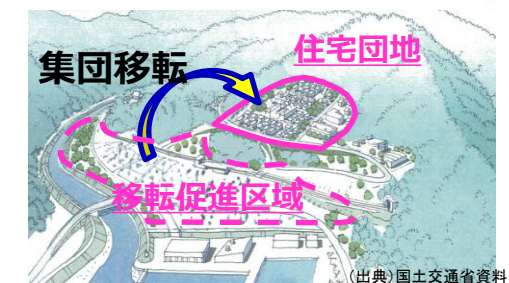
自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制等の対策を講じたもの。



防災集団移転制度

地域の合意形成の下、居住に適当でない区域内にある住居の集団移転を行う。

（移転先の住宅団地の整備費や、移転元の土地の買取費用等を国が3/4補助）



災害リスクが高い場所に 住まない取組み

- ・レッドゾーンにかかる土地利用規制
- ・防災集団移転制度の活用
- ・不動産取引時のハザードマップ説明
- ・政策金融ツールの活用
- ・適正なリスク評価情報の提供とその活用

例：政策金融

「フラット35」（民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利型住宅ローン）について、現状、住宅立地の災害リスクによる支援の差はない。



例：損害保険料

- ・ 損害保険料は、損害保険料率算出機構が算出した「参考純率」を参考に、各保険会社が設定。
- ・ 企業向けの損害保険では、立地の浸水リスクに応じて保険料を区別する各保険会社独自の取組が進んでいる。
- ・ 一方、「参考純率」に関しては現状、立地の浸水リスクに応じた区別はされていない。

- 近年の水災害の激甚化・頻発化に対応するためには、従来の河川区域を中心としたハード整備だけでなく、流域ごとに河川の氾濫により浸水が想定される地域における土地利用やまちづくりも含めた水災害の総合的なマネジメントを目指す「流域治水」との概念が提唱されている。

『気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～』（令和2年7月 社会資本整備審議会）資料より抜粋

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大 **集水域**

- ・雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用

流水の貯留 **河川区域**

- ・治水ダムの建設・再生
- ・利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用
- ・土地利用と一体となった遊水機能の向上

持続可能な河道の流下能力維持・向上

- ・河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

- ・「粘り強い堤防」を目指した堤防強化

② 被害対象を減少させるための対策 **氾濫域**

リスクの低いエリアへ誘導／

住まい方の工夫

- ・土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす

- ・二線堤の整備、自然堤防の保全

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 **氾濫域**

土地のリスク情報の充実

- ・水害リスク情報の空白地帯解消、多段階水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

- ・長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

- ・建築物の浸水対策、BCPの策定

住まい方の工夫

- ・不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進

被災自治体の支援体制充実

- ・官民連携によるTEC-FORCE体制強化

氾濫水を早く排除する

- ・排水門等の整備、排水強化

「流域治水」の実現に向けた体制構築

- 利水ダムの治水活用という形で上流域においては各省連携が進められているところ。
- 中流・下流域においても、堤防・下水道、水田・ため池、学校施設、福祉施設、国有地等の機能を連携させ、地方公共団体、関係省庁が垣根を超えて一元的に被害軽減を推進する体制を構築すべき。

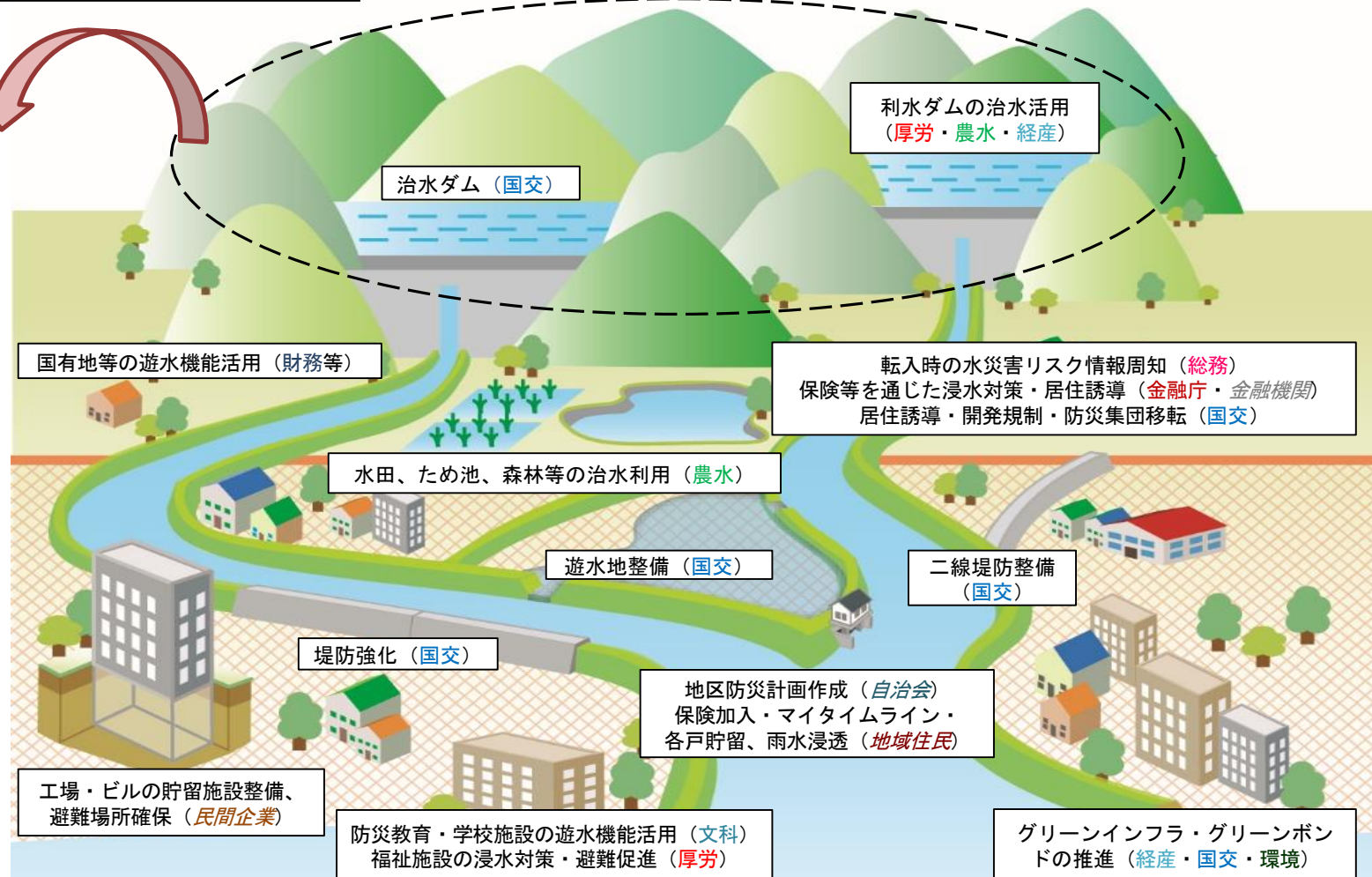
※国の各種取組みには各地方公共団体の取組みも含む

上流域

既存の利水ダムを活用した洪水調節機能強化のため、利水者(電力会社等)と協定を結び事前放流を行うことで、ハツ場ダム50個分の有効貯水容量を確保。

中流域・下流域

国・地方公共団体・民間企業で統一的な運用指針・情報連携体制が整っていないため、治水効果の最大化が図られていない可能性。



水系全体での情報連携体制の強化

- 現状では、個々のダムごとに降雨予測やダム流入量予測に基づき、事前放流を含めた洪水時のダム操作を実施しており、これらによる下流域への影響をタイムリーに把握することができていない。
- 産学官が連携して降雨予測の精度を高めつつ、「流域治水」の考え方にに基づき、流域における治水ダム、利水ダム等の貯水容量を一元的に把握し、水系全体でより効果的・効率的な運用を行うべき。

【現状】

個々のダムごとに運用

<例:事前放流の実施フロー>

気象庁

「台風に関する全般気象情報」等を発表

降雨予測を実施

データ連携

国土交通省
(河川管理者)

連絡調整は
電話・メール
等にて実施

ダム
管理者

国土交通省
システムに
アクセスし、
**予測降雨量
を注視**

予測降雨量
がダム毎に
定めた**基準
降雨量を超
えた場合、ダ
ム操作を実
施決定**

ダム流入量
を予測し、貯
水位低下量
を算定の
上、**ダム操
作を実施**

・気象庁予測等
に基づき、上流
域の雨量を算
定し、システム
に反映

・下流域への情
報提供等、流域
全体管理

①事前放流実
施態勢に入る
よう伝達

②基準降雨量
を超え、ダム操
作の実施決定
が適切に出来
ているかの双方
確認

③実施予定時
刻の報告

水系全体でより効果的・効率的に運用



<情報網の構築・活用>

既存のダムを効率的に活用するため、河川管理者が治水ダム、利水ダム等の状況を一元的に把握出来るよう情報網を構築。

流域治水に向けた総合的なインフラ整備

- 社会資本整備総合交付金（7,277億円）と防災・安全交付金（7,847億円）は、地方公共団体の創意工夫に基づき様々な事業を組み合わせることが期待されているものの、大半は単一事業で計画が構成されており、また、アウトカム目標の設定も徹底されていない。※（ ）は、令和2年度当初予算（通常分）
- 両交付金のPDCAサイクルを強化した上で、治水対策とまちづくりを組み合わせる形で効果的に流域治水を進めるため、関係省庁の事業と連携しつつこれらの交付金を有効活用していくべき。

＜社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の対象事業＞

住宅・社会資本の整備

基幹事業(社会資本整備総合交付金)

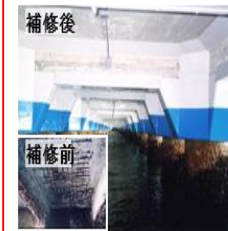
基幹事業(防災・安全交付金)

- 道路 ○港湾 ○河川
- 砂防 ○下水道 ○海岸
- 広域連携 ○都市公園 ○市街地
- 住宅 ○住環境整備 等

○防災・減災、安全に資する社会資本整備事業

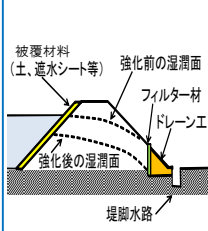
・インフラ老朽化対策

例) 港湾施設の補修



・事前防災・減災対策

例) 河川堤防の緊急対策



・生活空間の安全確保

例) 子供の移動経路等の交通安全対策



効果促進事業

- 基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務

（社会資本整備総合交付金の例）

- ・観光案内情報板の整備
- ・計画検討（観光振興…）

（防災・安全交付金の例）

- ・ハザードマップの作成・活用
- ・防災教育、水防訓練、防災訓練の実施等

整備計画に掲げる政策評価目標の達成

＜令和2年度当初配分時におけるメニュー数と計画数＞

○社会資本整備総合交付金

メニュー数	計画数	割合
1	2,121	91.9%
2	172	7.4%
3以上	16	0.7%
計	2,309	100%

○防災・安全交付金

メニュー数	計画数	割合
1	1,908	89.0%
2	141	6.6%
3以上	96	4.5%
計	2,145	100%

※いずれも臨時・特別の措置を除く計画ベースの値を記載。

（出典）国土交通省資料を基に作成

＜整備計画の目標設定の例(防災・安全交付金)＞

○望ましい目標例

- ① 津波最大波到達予想時間までに海拔20m以上の高台へ避難可能な人数の増加（津波避難経路整備）
- ② 市内の浸水想定区域面積の減少（海岸保全施設整備）

○望ましくない目標例

- ① 港湾地域において整備した緑地の割合の増加（港湾整備）
- ② 汚水中継ポンプ場の主要設備改築実施率の増加（下水道整備）

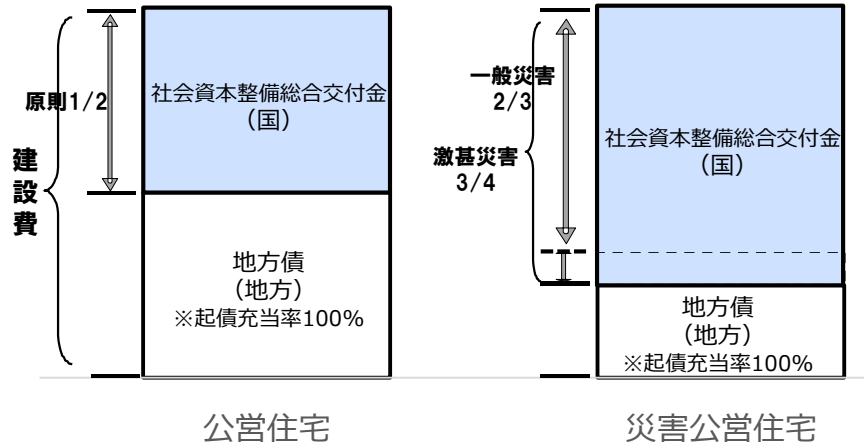
既存ストックを活用した災害後の住まい確保

- 災害が発生する度に、地方公共団体が公営住宅を新設。
- 既存ストックを有効活用する観点から、新規に住戸を整備する前に、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット住宅等の空き部屋を活用することにより、迅速な被災者支援を行うべき。

○ 地方公共団体が災害公営住宅を建設する際は、通常の公営住宅と比べ、高い国費補助率が適用。

○ 近年の災害により災害公営住宅が建設される市町村の半数以上に、サービス付き高齢者向け住宅、セーフティネット住宅が存在。

国による公営住宅整備費（建設費）助成制度



○ 近年新しく建設されている公営住宅は、ほとんどが災害公営住宅。

新規建設された公営住宅のうち災害公営住宅が占める割合

年	H29年	H30年	R元年
割合	87%	74%	83%

- **サービス付き高齢者向け住宅**：バリアフリー構造を有し状況把握サービス等の生活支援を提供する賃貸住宅（登録制）。建設・改修費の一部を国が補助。
- **セーフティネット住宅**：低額所得者、被災者、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（登録制）。改修費の一部、一部の入居者の家賃低廉化を国が補助。

災害名	所在地		災害公営住宅 戸数	サービス付き 高齢者向け住宅		セーフティネット 住宅		借家 戸数
	県	市町村		棟数	戸数	棟数	戸数	
平成29年九州北部豪雨	福岡県	朝倉市	60	3	107	3	110	4,600
平成30年7月豪雨	岡山県	倉敷市	91	27	764	3	6	62,980
		矢掛町	1	0	0	0	0	-
	広島県	呉市	44	15	559	0	0	22,940
		坂町	85	0	0	0	0	-
	愛媛県	大洲市	50	3	139	0	0	4,020
西予市	41	1	18	0	0	0	2,460	
平成30年 北海道胆振東部地震	北海道	厚真町	32	0	0	0	0	-
		むかわ町	8	0	0	0	0	-
令和元年東日本台風	宮城県	大崎市	77	8	285	0	0	15,480
		丸森町		0	0	0	0	-
		大郷町		0	0	0	0	-
	長野県	長野市	63	29	825	0	0	50,990

(注1) 「-」はデータなし。

(注2) サービス付き高齢者向け住宅の全国平均入居率は92%。